

株式会社レキサス 定款

2018年3月23日 改正

株式会社レキサス定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 レキサスと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理及び情報提供サービス業
2. 企業内または企業間における情報通信システムの構築及びそのコンサルティング業務
3. 通信システムによる通信販売業
4. 情報記録磁気プリントカードの企画、製造及び販売
5. コンピュータソフトウェアの開発、製造、販売、輸出入及び保守管理
6. コンピュータハードウェア及び周辺装置の開発、製造、販売、輸出入及び保守管理
7. 都市開発、地域開発及び環境整備等に関するコンサルティング業務
8. ビデオ映像及びコンピュータ映像の企画、制作及び販売
9. ビデオソフト及びコンピュータソフトの著作権管理業務
10. テレビまたはラジオ番組の企画及び制作
11. 映画の製作、配給業及び映画、演劇の著作権管理業務
12. 広告及びコマーシャルの企画、制作及び販売
13. キャッチフレーズ、スローガン、宣伝文句の考案及び商業デザインの企画、制作
14. キャラクター（個性的な名称や特徴を有している人物、動物、植物の画像）の企画制作及び著作権、商標権、意匠権の管理業務
15. ホテル、飲食店、レストラン及びスポーツ施設の運営に関わるコンサルティング
16. 事務用什器類及び備品の仲介、販売及び輸出入
17. 日用品雑貨の輸出入及び販売
18. 企業の経営に関するコンサルティング業務
19. 出版物の企画、制作及び販売
20. 金融機関向け情報提供サービス
21. 企業から投資家への情報提供の代行
22. 各種イベントの企画、制作及び運営
23. 人材の職業適性及び能力の開発に関する教育事業
24. 人材採用、人材育成、能力開発及び技術向上に関するコンサルティング業務
25. 講演、研修、スクール、セミナー等の開催、企画、運営管理及びそれに関するシステムの販売、運用

管理

26. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
27. 有価証券の保有及び運用
28. 一般労働者派遣事業
29. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を沖縄県うるま市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式の種類及び総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、12,500株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	10,000株
A種種類株式	1,000株
B種種類株式	1,500株

(株券の不発行)

第6条 当社は、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の普通株式、A種種類株式及びB種種類株式を譲渡または取得するには、株主総会の承認を得なければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部または一部を取得することができる。

- 2 当社は、自己の株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項及び第3項の規定を適用しない。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受けるものの

募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申し込みの期日の決定は株主総会の決議によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することが出来る株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第2章の2 A種種類株式

(A種優先配当金)

第15条の2 当会社は、第25条の規定に従い、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類株式登録質権者」といい、A種種類株主と併せて「A種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式登録質権者」といい、普通株主と併せて「普通株主等」という。）及び同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登

録株式質権者（以下「B種種類株式登録質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式の1株当たりの払込金額の2.0%（ただし、平成28年3月31日に終了する事業年度については、かかる金額に、平成28年3月25日（同日を含む。）から平成28年3月31日（同日を含む。）までの期間の実日数を乗じ365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種種類株式を取得した場合、当該A種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

- 2 ある事業年度に属する日を基準日として、A種種類株主等に対して支払われた1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払A種優先配当金を除く。）が、当該事業年度のA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払A種優先配当金（以下「累積未払A種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降のA種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して支払うものとする。
- 3 当社は、A種種類株主に対して、A種優先配当金（累積未払A種優先配当金を含む。）を超えて剰余金の配当は行わない。

（残余財産の分配）

- 第15条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対して、普通株主等及びB種種類株主等に先立って、A種種類株式1株当たり、第15条の4に定める償還価額相当額（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。）と読み替える。）を支払う。
- 2 A種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

（金銭を対価とする取得請求権（償還請求権））

- 第15条の4 A種種類株主は、いつでも、当社に対し、分配可能額を取得の上限として、A種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当社は、かかる請求（以下償還請求がなされた日を「償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったA種種類株式の一部のみしか取得できないときは、按分比例、抽選その他取締役の決定により定める合理的な方法により取得株式数を決定する。
- 2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、基本償還価額から、平成28年3月25日（同日を含む。）以降に支払われたA種優先配当金（償還請求日までの間に支払われた累積未払A種優先配当金を含む。）の支払金額を控除して算定するものとし、基本償還価額は、以下の算式によって算出される。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 80,000\text{円} + 80,000\text{円} \times 0.02 \times (m+n/365)$$

平成28年3月25日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とする。また、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

（金銭を対価とする取得条項）

第15条の5 当社は、いつでも、A種種類株式の全部又は一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる。A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例、抽選その他取締役の決定により定める合理的な方法による。A種種類株式1株当たりの取得価額は、第15条の4に定める償還価額相当額（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」を「強制償還日」（A種種類株式が取得される日をいう。）と読み替える。）とする。

（議決権）

第15条の6 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

第2章の3 B種種類株式

（B種劣後配当金）

第15条の7 当社は、第25条の規定に従い、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に先立ち、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主等及び普通株主等に剰余金の分配を行い、その後なお分配可能利益がある場合には、B種種類株式1株につき、普通株式に対する1株あたり配当額の20分の1の額の配当金（以下「劣後配当金」という。）を支払う。ただし、普通株式に対する配当額が1株あたり1,000円未満の時は、B種種類株式には配当を行わないものとする。なお、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

（残余財産の分配）

第15条の8 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、B種種類株式1株当たり、普通株式1株に対して分配する残余財産分配額の20分の1の額の分配額を支払う。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権））

第15条の9 B種種類株主は、以下に定める条件のいずれかに該当するときには、いつでも、当社がB種種類株式1株を取得するのと引換えに当社の普通株式1株を交付することを請求することができる。

- (1) 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という）の申請を行うことが株主総会で可決され、かつ、株式公開に関する主幹事である金融商品取扱業者から要請を受けた場合
- (2) B種種類株式発行後5年を経過した場合

（議決権）

第15条の10 B種種類株主は、当社株主総会及びB種種類株式株主を構成員とする種類株主総会において、B種種類株式1株につき、1個の議決権を有する。

（株式の分割、株式の併合等）

- 第15条の11 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びB種種類株式につき同一割合でこれを行う。
- 2 当社は株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
 - 3 当社は株主に募集株式の割り当てを受ける権利又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種種類株主にはB種種類株式又はB種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。

第3章 株主総会

（招集）

第16条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（議長）

第17条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役の決定により定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 3 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
 - 4 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

- 第18条の2 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、法定代理人の場合はこの限りでない。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第19条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 当社の取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役が複数あるときは取締役の互選によって選定する。代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

- 2 取締役の互選によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名を選定することができる。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第25条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第26条 剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

以上、現行定款に相違ございません。

年 月 日

沖縄県うるま市宇州崎14番17
株式会社レキサス
代表取締役 比屋根 隆